

## 令和7・8年度 測量・建設コンサルタント業務等 競争入札参加資格審査申請について

令和7・8年度において斐川宍道水道企業団が発注する測量・建設コンサルタント業務等の競争入札に参加を希望する方は、入札参加資格申請を行ってください。

### 1. 入札参加資格審査を行う業務及び内容

業務の種類	内容
1. 測量業務	測量一般、地図の調整
2. 土木関係建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋、上水道及び工業用水道、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、電気電子等に係る設計業務
3. 建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、専門（意匠、構造、冷暖房、衛生、電気、無線、調査、展示）に係る設計及び監理
4. 地質調査業務	地質調査業務
5. 補償関係コンサルタント業務	土地調査、機械工作物、補償関連、土地評価、営業補償・特殊補償、物件、事業損失等に係る補償コンサルタント業務

### 2. 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 測量法第55条第1項又は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けなければ営むことのできない業務にあつては、当該規定による登録を受けていること。
- (3) 申請者の所在する市区町村において、市区町村民税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- (4) 社会保険料の滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に参加させていないこと。

### 3. 提出書類一覧

- ・提出書類の基準日と提出日について  
基準日：令和6年12月1日

提出日：申請書を提出する日

- ・原則として、申請にかかる押印は廃止していますが、内容によって押印を求めるものがあります。押し忘れにご注意ください。
- ・番号順にA4フラットファイルに綴じて提出してください。
- ・フラットファイルには必ず表紙と背表紙に「令和7・8年度 測量等 入札参加資格審査申請書」及び「申請者名」を記載してください。
- ・審査結果を郵送するための宛先を記入した封筒（切手貼付）を同封してください。
- ・申請書受付の確認が必要な場合は、返信用の受付票と宛名を記入した封筒（切手貼付）を同封してください。

### 【入札参加資格認定に必要な書類】

#### (00) 令和7・8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請提出書類一覧

#### (1) 令和7・8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（様式1号）

- ・“6. 使用印鑑届”には押印が必要です。
- ・日付は提出日です。

#### (2) 財務諸表

- ・直前の決算報告書1か年分（写）

#### (3) 測量等実績調書（様式第2号）

- ・基準日直前に国土交通省所管の各整備局に提出済みの現況報告書で可。
- ・提出日までに変更があれば赤字で記載してください。

#### (4) 技術者経歴書（様式第3号）

（補償コンサルタント業務の入札参加資格審査を申請する者を除く。）

- ・基準日直前に国土交通省所管の各整備局に提出済みの現況報告書で可。
- ・提出日までに変更があれば赤字で記載してください。

#### (5) 補償コンサルタント登録状況等調書（様式第4号）

（補償コンサルタント業務の入札参加資格審査を申請する者に限る。）

- ・国土交通省所管の各整備局に対して現況報告書の写しを提出した者にあつては、当該現況通知書をもってかえることができます。

( 6) 登録証明書又は登録通知書

- ・測量業者（測量法第55条の規定により登録を受けた者。）、土木コンサルタント（建設コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者。）、建築コンサルタント（建築士法第23条の規定により登録を受けた者。）、地質調査業者（地質調査業者登録規程第2条の規定により登録を受けた者。）、補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者。）その他、営業に関し必要とされる登録を受けた者にあつては、登録証明書又は登録通知書の写しを添付してください。

( 7) 法人登記の登記事項証明書または、代表者の身分証明書（基準日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

- ・法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ・個人の場合は、代表者の身分証明書

( 8) 営業所一覧表（様式第5号）

( 9) 業態調書（様式第6号）

(10) 測量・建設コンサルタント業務等技術者名簿（管内業者及び市内業者のみ）

- ・基準日時点において、申請者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある技術者が有する資格を記入してください。
- ・委任を受けた営業所等は、当該営業所に勤務する技術者等を対象としてください。

（添付資料）

- ・技術者の「資格を証明する書類」（写）
- ・技術者の「直接的かつ恒常的な雇用関係」を証明する書類（写）

（例）・健康保険被保険者証

・健康保険厚生年金標準報酬決定通知書

・雇用保険通知書

・住民税特別徴収税額通知書

・個人の場合は、確定申告書、またはその添付書類等で従業員が確認できる書類

(11) 市区町村民税等の滞納のない証明書（基準日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

- ・申請者の所在する市区町村民税等滞納のない証明書（または電子申請等証明書）

(12) 消費税及び地方消費税の納税証明書（「その3」または「その3の3」）  
（基準日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

- ・申請者の所在する市区町村を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（または電子申請等証明書）

(13) 社会保険料について未納のない確認書（基準日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

- ・申請者の所在する市区町村を所管する日本年金機構の事務所が発行する社会保険料の滞納がないことを証明する書類
- ・市外業者の場合、本申請時の提出又は入札告示・指名通知により参加を希望する際の提出可。この場合は、確認書に代えて申出書を提出してください。

(14) 誓約書（様式第7号）

- ・押印が必要です。
- ・日付は提出日です。

(15) 委任状

- ・代表者が入札、契約の締結等に係る権限を委任する場合に必要です。
- ・委任者、受任者ともに押印が必要です。
- ・日付は提出日です。

#### 4. その他

「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務」及び「物品・役務」を申請される場合に原本提出が必要な書類は、建設工事の申請に原本を提出し、測量・建設コンサルタント業務または物品・役務の申請にコピーの提出を認めます。その場合は、建設工事の申請に原本を提出していることをコピーに書き添えてください。